

＜ポジティブリスト No.0002-1＞

0002-1. 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）	
プロジェクト概要	森林経営活動を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が増大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。
適格性基準	<p>条件 1： プロジェクト実施地が、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林であること。</p>
	<p>条件 2： プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 2 つの条件を満たす間伐であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証における森林計画書において転用及び主伐が計画されていないこと。 ただし、森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、以下の追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。 ① プロジェクト申請にあたってはそれら森林施業計画全体の写しを提出すること ② プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外において主伐が行われる場合には、当該主伐後に適切な更新がなされることとされていること <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものであること。
	<p>条件 3： プロジェクト実施地が、以下に示す 3 つの方法のうちいずれかの方法に基づき、持続的な森林経営の対象地であることが証明されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 【森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法】 ➤ 市町村等によって森林施業計画の認定を受けていること ② 【森林認証制度に基づく方法】 ➤ 森林認証（FSC 又は SGEC）を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること ③ 【「企業の森づくり」制度に基づく方法】 ➤ 上記①又は②に加えて地方公共団体が実施する「企業の森づくり」制度における協定を締結していること。

＜適格性基準の説明＞

条件 1：対象森林

＜森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林を対象＞

京都議定書目標達成計画上計上される対象森林に準じ、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林（以下、「森林計画対象森林」という。）を対象とする。当該林分が含まれる森林施業計画書及び認定書（第 11 条に基づき認定）や、森林認証における森林計画書の写し等の提出により、確認される。

条件 2：対象とする森林経営活動

＜プロジェクトの申請単位＞

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画（又は森林認証）単位で行うこととする。

ただし、森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、プロジェクト申請にあたってそれら森林施業計画全体の写しを提出するとともに、プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、主伐後に適切な更新がなされることとされている場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。さらにこの場合、モニタリング・検証にあたっては、当該森林施業計画全体の伐採届・造林届により、適格性基準に反する土地転用・主伐がなされていないことを確認し、適格性基準に反することが確認された場合、別途定める約款に基づく措置をとるものとする。

＜間伐を対象＞

平成 24 年度までの集中的な間伐の推進を支援するため、森林施業計画の認定を受けた森林及び森林認証を取得した森林等における間伐を対象とする。

＜適切な森林施業＞

森林経営活動の実施により、その後の森林環境が高い公益的機能を有し、かつ森林吸収源としての機能が強化されることが必要である。したがって、森林計画等の基準に適合した適切な間伐を行うプロジェクトを対象とする。間伐方法については、定量間伐でも定性間伐でも対象から除外はしないが、市町村森林整備計画に定められた方法に基づくものを対象とする。

本プロジェクト種類では、事後に提出される森林施業計画に係る伐採等の届出書、森林認証における監査報告書の写しにより各計画の遵守を確認する。また、森林には画像や統計データだけで評価することが難しいという特性があることから、第三者検証の際には、必要に応じ、森林生態系又は林学の専門家による対象森林への踏査により、間伐率（材積ベース）等が適切か判断する。踏査により不適切と判断される場合は、当該林分は算定対象外とする。

＜補助金の取扱い＞

我が国の林家の収入は著しく低下しており、林業は不採算産業と言われる状態であること、補助金があってもなお自己負担分を回収することができず、森林施業が進まない状況にあることを踏まえると、補助金の有無にかかわらず森林管理プロジェクトの実施・継続には採算性の観点から障壁があると考えられる。したがって、本プロジェクト種類については、国や地方公共団体から補助金を受けていることをもってプロジェクト対象から除外する又はクレジット量を割り引くことはしない。

<プロジェクト開始時期>

本制度では、2008年4月1日以降に開始されたプロジェクトを対象としており、2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについては、「クレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合に限る」こととしている。ただし、京都議定書の目標達成に向けて2007年度から政府により追加的な間伐等の森林整備が実施されていることを踏まえ、間伐については、森林吸収量の確保に向けた取組としての公平性の観点から、2007年4月以降に実施した林分を算定対象とする。

条件3： 持続可能な森林経営

<炭素ストック量の維持の担保>

森林吸収源から発行された J-VER の持続性を担保するためには、吸収された炭素ストック量を維持することが必要である。

吸収された炭素ストック量を維持する上で、既存の諸制度として、森林施業計画、地方公共団体の「企業の森づくり」制度及び森林認証の制度等を活用する。

① 森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法

森林所有者は、単独、共同若しくは森林組合等との受委託契約等によって、30ha以上の森林を対象に森林施業計画を作成し、市町村等の認定を受けることができる。また、これら認定森林所有者等は、伐採、造林を行った場合には、森林施業計画に係る伐採等の届出書を提出することになっており、この届出書を用いて森林施業計画に沿った施業が行われているかどうかを確認することができる。

このことから、申請時点には、市町村等によって認定された森林施業計画書及び認定書の写しの提出を確認するとともに、吸収量の第三者検証の時点には、森林施業計画に係る伐採等の届出書の写しによって、継続的な施業を確認することとする（国有林においては、施業実施計画等による確認を行う）。提出された計画書・届出書等の写しについては、関連法に則り適切でない場合を除き、事務局（気候変動対策認証センター）のウェブサイト上で公開する。

なお、事務局（気候変動対策認証センター）が森林施業計画の変更や更新を確認するため、プロジェクト事業者は、約款に基づき、毎年4月末までに一度森林施業計画書等の写しを事務局に提出すること。

② 森林認証制度に基づく方法

持続可能な森林経営を評価する指標として、FSC、SGEC など森林認証が普及しつつある。

表1 わが国における森林認証の概要¹

森林認証の名称	概要
FSC (Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none">環境団体や林業者、木材取引企業、先住民団体等によって 1993 年に組織された非営利の国際団体。世界的規模で森林認証を実施。本部はドイツのボン。10 の原則と 56 の基準に基づき、FSC の認定を受けた認証機関が認証作業を行う。国内における FSC 認証森林面積は、24 カ所で約 279 千 ha (2008 年 12 月)。
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none">我が国独自の森林認証として、林業団体、環境 NGO 等によって 2003 年に発足した任意団体。我が国の森林を対象に森林認証を実施。事務局は「『緑の循環』認証会議」。7 つの基準と 36 の指標に基づき、SGEC が指定した審査機関が認証作業を行う。国内における認証森林面積は、74 カ所で 740 千 ha (2008 年 12 月)。

このことから、森林認証を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されている森林については、炭素ストック量が維持されることを担保しているとみなす。提出された森林計画書等の写しについては、関連法に則り適切でない場合を除き、事務局（気候変動対策認証センター）のウェブサイト上で公開する。

なお、事務局（気候変動対策認証センター）が森林計画の変更や更新を確認するため、プロジェクト事業者は、約款に基づき、毎年 4 月末までに一度森林計画書等の写しを事務局に提出すること。

FSC、SGEC 以外の認証制度も同等の内容であると評価され、一定規模の取得実績が認められた場合には、適格性基準への追加を検討する。

③ 「企業の森づくり」制度に基づく方法

地方公共団体独自の森林整備手法として、企業の社会的責任（CSR）の一環と

¹ FSC は日本森林管理協議会 Web サイト (http://www.forsta.or.jp/1_main/main.html)、SGEC は SGEC Web サイト (<http://www.sgec-eco.org/index.html>) を参考に作成

しての「企業の森づくり」などの取組があるが、このような取組を実施する際には何らかの協定を結ぶことが通例である。

このことから、「企業の森づくり」制度の協定書の写しを確認するとともに、①の森林施業計画の認定または③の森林認証制度の取得を受けていることを確認する（後者については、森林施業計画及び森林認証制度の条件を参照）。提出された協定書等の写しについては、関連法に則り適切でない場合を除き、事務局（気候変動対策認証センター）のウェブサイト上で公開する。

<ポジティブリスト No.0002-2>

0002-2. 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）	
プロジェクト概要	森林経営活動を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が増大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。
適格性基準	条件 1： プロジェクト実施地が、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林であること。
	条件 2： プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 2 つの条件を満たす植栽、間伐、主伐であること。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において間伐及び主伐が計画されており、転用が計画されていないこと。 ➤ 1990 年 4 月 1 日以降に育成林において森林施業計画等に基づき施業されたものであること。
	条件 3： プロジェクト実施地が、以下に示す 3 つの方法のうちいずれかの方法に基づき、持続的な森林経営の対象地であることが証明されること。 ①【森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村等によって森林施業計画の認定を受けていること ②【森林認証制度に基づく方法】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林認証（FSC 又は SGEC）を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること ③【「企業の森づくり」制度に基づく方法】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記①又は②に加えて地方公共団体が実施する「企業の森づくり」制度における協定を締結していること。

＜適格性基準の説明＞

条件 1：対象森林

＜森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林を対象＞

京都議定書目標達成計画上計上される対象森林に準じ、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林（以下、「森林計画対象森林」という。）を対象とする。当該林分が含まれる森林施業計画書及び認定書（第 11 条に基づき認定）や、森林認証における森林計画書の写し等の提出により、確認される。

条件 2：対象とする森林経営活動

＜プロジェクトの申請単位＞

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、また、主伐を行う林分を恣意的に排除する可能性を回避するため、森林施業計画（又は森林認証）単位で行うこととする。また、原則として、同一の森林管理者が関与しているものに限り、バンドリング可能であるものとする。

＜植栽、間伐、主伐を対象＞

森林施業計画の認定を受けた森林及び森林認証を取得した森林等のうち育成林における一連の適切な施業（植栽、間伐、主伐）を対象とする。除伐や枝打ち等については、伐採届や造林届など第三者が確認できる信頼性のある施業履歴が存在しないため、対象としない。

＜適切な森林施業＞

森林経営活動の実施により、その後の森林環境が高い公益的機能を有し、かつ森林吸収源としての機能が強化されることが必要である。したがって、森林計画等の基準に適合した適切な施業を行うプロジェクトを対象とする。間伐方法については、定量間伐でも定性間伐でも対象から除外はしないが、市町村森林整備計画に定められた方法に基づくものを対象とする。

本プロジェクト種類では、事後に提出される森林施業計画に係る伐採等の届出書、森林認証における監査報告書の写しにより各計画の遵守を確認する。また、森林には画像や統計データだけで評価することが難しいという特性があることから、第三者検証の際には、必要に応じ、森林生態系又は林学の専門家による対象森林への踏査により、間伐率（材積ベース）等が適切か判断する。踏査により不適切と判断される場合は、当該林分は算定対象外とする。

＜補助金の取扱い＞

我が国の林家の収入は著しく低下しており、林業は不採算産業と言われる状態であること、補助金があってもなお自己負担分を回収することができず、森林施業が進まない状況にあることを踏まえると、補助金の有無にかかわらず森林管理プロジェクトの実施・継続には採算性の観点から障壁があると考えられる。したがって、本プロジェクト種類については、国や地方公共団体から補助金を受けていることをもってプロジェクト対象から除外する又はクレジット量

を割り引くことはしない。

＜プロジェクト開始時期＞

本制度では、2008年4月1日以降に開始されたプロジェクトを対象としており、2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについては、「クレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合に限る」こととしている。ただし、京都議定書3条4項の森林経営での算定方法との整合性を考慮するため、また、林家の収入が著しく低下している中で森林の多面的機能の発揮を推進するために実施された施業を評価するため、1990年4月1日以降に施業が実施された林分については、算定対象とする。

条件3： 持続可能な森林経営

＜炭素ストック量の維持の担保＞

森林吸収源から発行された J-VER の永続性を担保するためには、吸収された炭素ストック量を維持することが必要である。

吸収された炭素ストック量を維持する上で、既存の諸制度として、森林施業計画、地方公共団体の「企業の森づくり」制度及び森林認証の制度等を活用する。

① 森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法

森林所有者は、単独、共同若しくは森林組合等との受委託契約等によって、30ha以上の森林を対象に森林施業計画を作成し、市町村等の認定を受けることができる。また、これら認定森林所有者等は、伐採、造林を行った場合には、森林施業計画に係る伐採等の届出書を提出することになっており、この届出書を用いて森林施業計画に沿った施業が行われているかどうかを確認することができる。

このことから、申請時点には、市町村等によって認定された森林施業計画書及び認定書の写しの提出を確認するとともに、吸収量の第三者検証の時点には、森林施業計画に係る伐採等の届出書の写しによって、継続的な施業を確認することとする（国有林においては、施業実施計画等による確認を行う）。提出された計画書・届出書等の写しについては、関連法に則り適切でない場合を除き、事務局（気候変動対策認証センター）のウェブサイト上で公開する。

なお、事務局（気候変動対策認証センター）が森林施業計画の変更や更新を確認するため、プロジェクト事業者は、約款に基づき、毎年4月末までに一度森林施業計画書等の写しを事務局に提出すること。

② 森林認証制度に基づく方法

持続可能な森林経営を評価する指標として、FSC、SGEC など森林認証が普及しつつある。

表1 わが国における森林認証の概要²

森林認証の名称	概要
FSC (Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境団体や林業者、木材取引企業、先住民団体等によって 1993 年に組織された非営利の国際団体。 ・ 世界的規模で森林認証を実施。本部はドイツのボン。 ・ 10 の原則と 56 の基準に基づき、FSC の認定を受けた認証機関が認証作業を行う。 ・ 国内における FSC 認証森林面積は、24 カ所で約 279 千 ha (2008 年 12 月)。
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国独自の森林認証として、林業団体、環境 NGO 等によって 2003 年に発足した任意団体。 ・ 我が国の森林を対象に森林認証を実施。事務局は「『緑の循環』認証会議」。 ・ 7 つの基準と 36 の指標に基づき、SGEC が指定した審査機関が認証作業を行う。 ・ 国内における認証森林面積は、74 カ所で 740 千 ha (2008 年 12 月)。

このことから、森林認証を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されている森林については、炭素ストック量が維持されることを担保しているとみなす。提出された森林計画書等の写しについては、関連法に則り適切でない場合を除き、事務局（気候変動対策認証センター）のウェブサイト上で公開する。

なお、事務局（気候変動対策認証センター）が森林計画の変更や更新を確認するため、プロジェクト事業者は、約款に基づき、毎年 4 月末までに一度森林計画書等の写しを事務局に提出すること。

FSC、SGEC 以外の認証制度も同等の内容であると評価され、一定規模の取得実績が認められた場合には、適格性基準への追加を検討する。

③ 「企業の森づくり」制度に基づく方法

地方公共団体独自の森林整備手法として、企業の社会的責任（CSR）の一環としての「企業の森づくり」などの取組があるが、このような取組を実施するには何らかの協定を結ぶことが通例である。

このことから、「企業の森づくり」制度の協定書の写しを確認するとともに、

² FSC は日本森林管理協議会 Web サイト (http://www.forsta.or.jp/1_main/main.html)、SGEC は SGEC Web サイト (<http://www.sgec-eco.org/index.html>) を参考に作成

①の森林施業計画の認定または③の森林認証制度の取得を受けていることを確認する（後者については、森林施業計画及び森林認証制度の条件を参照）。提出された協定書等の写しについては、関連法に則り適切でない場合を除き、事務局（気候変動対策認証センター）のウェブサイト上で公開する。

<ポジティブリスト No.0003>

0003. 植林活動による CO2 吸収量の増大											
プロジェクト概要	植林を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が増大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。										
適格性基準	<p>条件 1： プロジェクト実施地が 2008 年 3 月 31 日時点で森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林(森林計画対象森林)でなく、かつ以下の森林の定義を満たしていないこと。</p> <p style="text-align: center;">表 1 我が国の森林の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定義</th> <th>閾値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小森林面積</td> <td>0.3ha</td> </tr> <tr> <td>最小樹冠被覆率</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>最低樹高</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>最小の森林幅</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table>	定義	閾値	最小森林面積	0.3ha	最小樹冠被覆率	30%	最低樹高	5m	最小の森林幅	20m
	定義	閾値									
	最小森林面積	0.3ha									
最小樹冠被覆率	30%										
最低樹高	5m										
最小の森林幅	20m										
<p>条件 2： プロジェクト実施地において行われる施業が、植林であること。</p>											
<p>条件 3： プロジェクトにより、プロジェクト実施地が森林計画対象森林に含まれるよう必要な措置がとられていること、又は当該プロジェクトにより既に森林計画対象森林とされていること。</p>											

<適格性基準の説明>

条件 1： 対象森林

<2008 年 3 月 31 日において京都議定書に定める森林でない>

植林については、単位面積あたりの炭素ストックの小さい土地において実施されることで（たとえば、農地や宅地から森林への土地利用変化）、CO2 吸収量が増加する。このため、植林前の土地利用状況は重要となる。元々は森林として利用されていた土地が、農地に転用された後に森林へ再転用されるなどのケースも想定されるため、ここでは植林前の土地利用状況として、2008 年 3 月 31 日において森林でなかった土地を対象とした。

なお、この条件を満たしていることを証明する代表的な方法としては、以下の方法がある。

- 対象地の過去の土地利用状況が確認できる空中写真又は確認可能な衛星イメージ
- 地図等の過去の土地利用状況が証明できる土地被覆情報
- 地上調査結果（土地利用・土地被覆に関する情報、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等）

<2008 年 3 月 31 日に森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林でない>

ポジティブリスト No.0002-1 「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐

促進型プロジェクト)」及び No.0002-2「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」の対象森林との重複を避けるため、2008年3月31日時点で森林法第5条又は第7条の2に定める森林でないことを条件とした。

条件2：対象となる施業

＜植林を対象＞

地域森林計画や市町村森林整備計画等に含まれる樹種の植林を対象とする。

条件3：持続可能な森林経営

＜森林法第5条及び第7条の2に定める森林に含まれるための措置＞

植林による CO2 吸収量の増加は、植林後に森林が持続的に管理されることで達成される。したがって、植林対象地が持続的な森林経営下にあることを証明するため、森林計画の対象に含まれることを条件とした。